

畜産とくづく情報

平成18年8月17日（通算第67号）
問い合わせ先：
長野県庁農業生産振興チーム畜産ユニット
電話：026-235-7232 Fax：026-232-0764
長野県庁食の安全・生活衛生チーム
畜産物安全安心ユニット
電話：026-235-7161 Fax：026-232-7288

肉用牛肥育経営者 養豚経営者の皆さんへ

平成19年度から
肉用牛肥育経営安定対策事業（マル緊）
地域肉豚生産安定基金造成事業（肉豚基金）
の対象者の加入要件が変わります。

平成19年度からの対象者

認定農業者

+

都道府県知事が
特に認める者

でなければ、
事業に参加
できなくなり
ます。

認定農業者の認定を受けていない方、再認定が必要な方は、農業経営改善計画認定申請書を市町村に提出し、認定を受けておきましょう。

注意！

特にマル緊事業は、平成19年1月1日から開始される第3業務対象年間から適用となります。そのため、平成18年12月までに認定農業者となっていることが必要です。

また、肉豚基金は、平成19年4月1日から適用となります。

問い合わせ先

肉用牛肥育経営安定対策事業（マル緊）

（社）長野県畜産会 TEL026-228-8809

（社）長野県配合飼料価格安定基金協会 TEL026-234-5105

地域肉豚生産安定基金造成事業（肉豚基金）

（社）長野県畜産物価格安定基金協会 TEL 026-236-2275

（社）長野県配合飼料価格安定基金協会 TEL026-234-5105

認定農業者制度とは？

認定農業者制度は、経営改善に取り組む意欲のある農業者が、「農業経営のスペシャリスト」を目指すための“**農業経営改善計画**”を作成し、**市町村が認定**するものです。

性別、専業・兼業の別等を問わず、どなたでも認定を受けることができます。

今すぐお住まいの市町村、県の担い手協議会等にご相談下さい

認定農業者になるには

農業経営改善計画の作成



経営改善を図ろうとする方

次の事項について、5年後の目標とその達成のための取組内容を記載します。

経営規模の拡大(もっと経営規模を大きくしたい)

生産方式の合理化(農業生産のムダを省きたい)

経営管理の合理化(コスト管理をしっかりしたい)

農業従事の態様の改善(労働時間を少なくしたい)

農業経営改善計画の書き方、経営内容の分析など、市町村、農協、普及センター、担い手協議会等がサポートします！

市町村へ申請

認定基準

市町村基本構想に適しているか

農用地の効率的・総合的な利用に配慮しているか

達成できる計画か

審査

認定

国、都道府県、市町村等から支援が受けられます！

スーパーJ資金など低利の資金
機械、施設の減価償却費の割増計上 など

農業経営のスペシャリストを目指して経営改善を実施